

長岡市運送事業者応援給付金よくあるお問い合わせ

Q1 支援対象者とはどのような事業者ですか？

A1 長岡市内に事業所等を有し、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営む事業者です。

Q2 創業1年未満で確定申告書の写しが提出できない場合はどうすればいいですか？

A2 創業から令和5年12月までの売上がわかる資料を提出してください。（残高試算表等）

Q3 申請期間はいつまでですか？

A3 令和6年2月16日（金）までです。（当日消印有効）

Q4 申請後、どのくらいの期間で給付金が振り込まれますか？

A4 概ね4週間程度です。書類等に不備があった場合は、それ以上になることがあります

Q5 給付金の支給対象となる業種と支給対象とならない業種を営んでいます。支給対象となる業種を営んでいれば支給対象となりますか？

A5 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営んでいれば対象となります。

Q6 給付金の対象車両はどのような車両ですか？

A6 一般貨物自動車運送事業の用に供する車両として届け出した車両で、令和6年1月1日時点において、長岡市内の事業所・営業所で使用している車両です。ただし、被けん引車両は除きます。

Q7 市外にも複数の営業所等があります。車の台数としてカウントし給付金の交付申請できますか？

A6 新潟運輸支局へ長岡市内の車両として配置登録を行っている台数による申請となります。

Q8 営業所等は長岡市内にありますが、本社等は長岡市外にある場合は、交付対象となりますか？

A8 長岡市内の営業所として新潟運輸支局へ配置登録を行っている車がある場合対象となります。

Q9 本社等は長岡市内にありますが、営業所等は長岡市外にある場合は、交付対象となりますか？

A9 本社使用分として新潟運輸支局へ貨物自動車の配置登録がある場合は交付対象となります。

Q10 長岡市内に営業所が複数あります。営業所ごとに申請できますか？

A10 1事業者あたり1回限りの申請となります。各営業所の営業車両を合算して申請してください。

Q10 長岡市内の営業所等にある営業車両の台数がわかる書類とは何ですか？

A10 直近の「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書（新潟運輸支局の受付印のあるもの）」の写しと、令和6年1月1日時点で有効な当該車両の車検証の写しを添付してください。なお、開業以来保有台数に変更のない場合は、「一般貨物自動車運送事業経営許可申請書（新潟運輸支局の受付印のあるもの）」と営業車両の配置状況に係る添付資料（事業用自動車等連絡書等）の写しと、令和6年1月1日時点で有効な当該車両の車検証の写しを添付してください。

Q11 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書を提出しましたが、車検証の使用の本拠の変更手続き前に対象車両に含めることができますか？

A11 使用の本拠の変更後に対象車両として申請してください。

Q12 ながおか働き方プラス応援プロジェクトの応募をする前に、給付金を受けることはできますか？

A12 応募予定の方も申請可能です。申請の段階で応募の意思が確認できれば、プロジェクトへの本登録前に、給付金を支給します。

Q13 なぜ、ながおか働き方プラス応援プロジェクトへの登録が必要なのですか？

A13 労働基準法に基づき、令和6年4月1日からトラックドライバーの時間外労働時間の上限が制限されます。業務効率の向上とともに、従業員の確保が課題となる中で、地域・業界が一丸となって働き方改革に積極的に取り組み、誰もが安心して働くことができる環境づくりを実現することを目的に、同プロジェクトへの登録を要件としています。
※ながおか働き方プラス応援プロジェクトについて、詳しくは長岡市ホームページをご覧ください。（ <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate08/hata-plus/> ）